

やまなし子どもの貧困対策推進計画(仮称) (素案)

～すべての子どもが夢や希望を抱き、たくましく、しなやかに

成長し、やまなしの未来を拓くために～

平成 28 年 3 月
山 梨 県

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第2章 子どもを取り巻く現状と課題	3
【現状】	
1 全国の子どもの相対的貧困率について	
2 就学援助を受けている児童生徒の状況について	
3 生活保護世帯の状況について	
4 ひとり親世帯の状況について	
5 その他の状況について	
【課題】	
第3章 計画の基本的な考え方	16
1 基本理念	
2 基本方針	
第4章 具体的な施策の方向性	17
1 教育の支援	
2 生活の支援	
3 保護者に対する就労の支援	
4 経済的支援	
第5章 各種関係団体との連携・協働	30
1 各種関係支援団体との連携・協働	
2 地域社会との連携・協働	
3 企業との連携・協働の検討	
第6章 子どもへの貧困に関する指標	32
○ 子供の貧困に関する指標一覧（国の大綱による指標）	
○ 子どもへの貧困に関する指標	
第7章 計画の推進	34
1 県の推進体制	
2 連携・協働の確立に向けて	
3 計画の進行管理	
子どもの貧困対策に係る施策一覧	36
〈資料〉子どもの貧困対策の推進に関する法律 子供の貧困対策に関する大綱について	

※本計画では、「子供の貧困対策に関する大綱」「内閣府の取り組み」「施策の固有名称」等で『子供』の表記を用いている場合は、それに従っています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

明日の山梨県を支えていくのは今を生きる子どもたちです。大人は、その子どもたちが山梨県の未来を拓いていけるように支援をしていく必要があります。

これに対し、子ども・若者を巡る様々な今日的な課題に適切に対応し、子ども・若者が誕生から社会的に自立するまでの支援策を総合的かつ体系的に構築し、効果的に推進していくために平成27年2月新たに「やまなし子ども・若者育成指針」を策定しました。

今日的な課題の中で、喫緊の課題として子どもの貧困の問題が挙げられます。平成25年国民生活基礎調査によると、平成24(2012)年の日本の子どもの貧困率は、16.3%と過去最高となり、子どもの貧困対策への関心が高まってきており、国を挙げての対策が急務とされております。

国においては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成26年1月に施行され、その第1条において「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進すること」が目的として規定されました。

また同法第8条の規定により、子どもの貧困対策に関する基本方針、子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた当面の重点施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に策定されました。

大綱では、子供の貧困に関する25の指標を設定しており、この指標の改善に向けた当面の重点施策として、①教育の支援、②生活の支援、③保護者の就労に関する支援、④経済的支援の具体的な内容を明らかにしています。

そうしたことから、本県では、法律や大綱の趣旨を反映した子どもの貧困対策を総合的に推進するため、計画を策定することとしました。

2 計画の位置付け

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第1項に規定する「都道府県計画」として、子どもの貧困に係る本県の施策を総合的に推進するための計画です。

3 計画の性格

本計画は、「やまなし子ども・若者育成指針」（平成27年度～平成31年度）の子どもの貧困の部分のアクションプランの性格を兼ね備えます。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第8条第1項に規定する国の「子供の貧困対策に関する大綱」を勘案して策定します。

また、「山梨県ひとり親家庭等自立促進計画」と連携を図ります。

4 期間

平成28年度～平成31年度までを推進期間とします。

第2章 子どもを取り巻く現状と課題

【 現状 】

1 全国の子どもの相対的貧困率について

平成25年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、平成24年の子どもの相対的貧困率は16.3%と過去最悪となり、約6人に1人が平均的な生活水準の半分以下の生活をしていることがわかります（OECD加盟国34か国中10番目に高い※）。子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は15.1%ですが、このうち、大人が1人の世帯で相対的貧困率を算出すると54.6%になります。また、大人が2人以上いる世帯においても昭和60年以降増加しています。

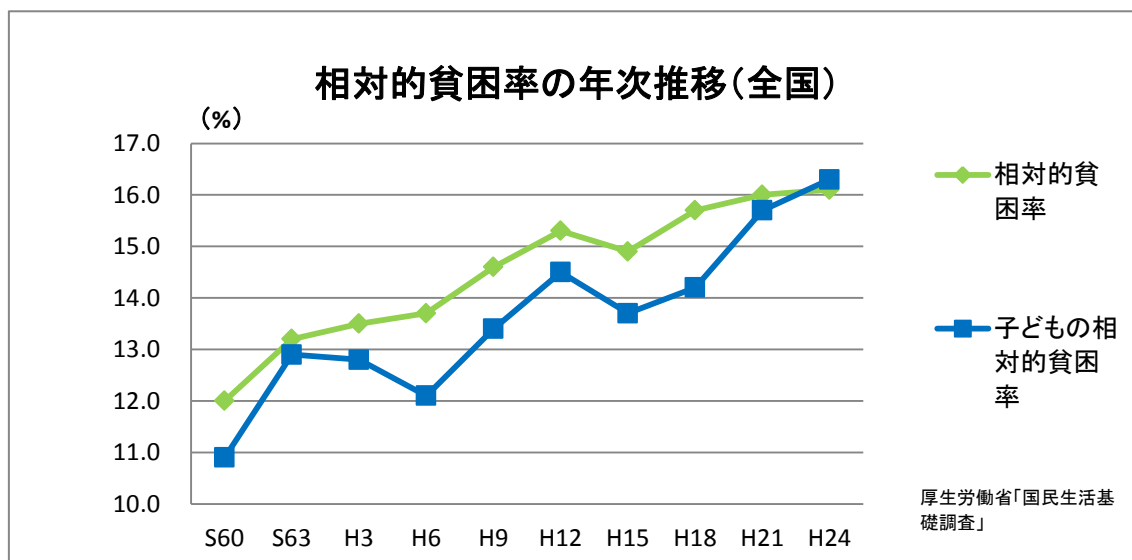
※データが欠損している韓国を除く。

相対的貧困率の年次推移(全国)

(単位 : %)

	S60	S63	H3	H6	H9	H12	H15	H18	H21	H24
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
子どもの相対的貧困率	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1
	大人が1人	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8
大人が2人以上	9.6	11.1	10.8	10.2	10.3	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4
中央値	216万円	227万円	270万円	289万円	297万円	274万円	260万円	254万円	250万円	244万円
貧困線	108万円	114万円	135万円	144万円	149万円	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円

厚生労働省「国民生活基礎調査」より抜粋



○国民生活基礎調査における「相対的貧困率」とは、OECDの作成基準に基づき、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいいます。

○貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいいます。

○「子どもの相対的貧困率」とは、子どものみで算出し、子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいいます。

○「子どもがいる現役世帯」の相対的貧困率とは、子どもがいる現役世帯※1の大人を含めて算出しています。世帯全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合をいいます。

※1「現役世帯」とは、世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいいます。

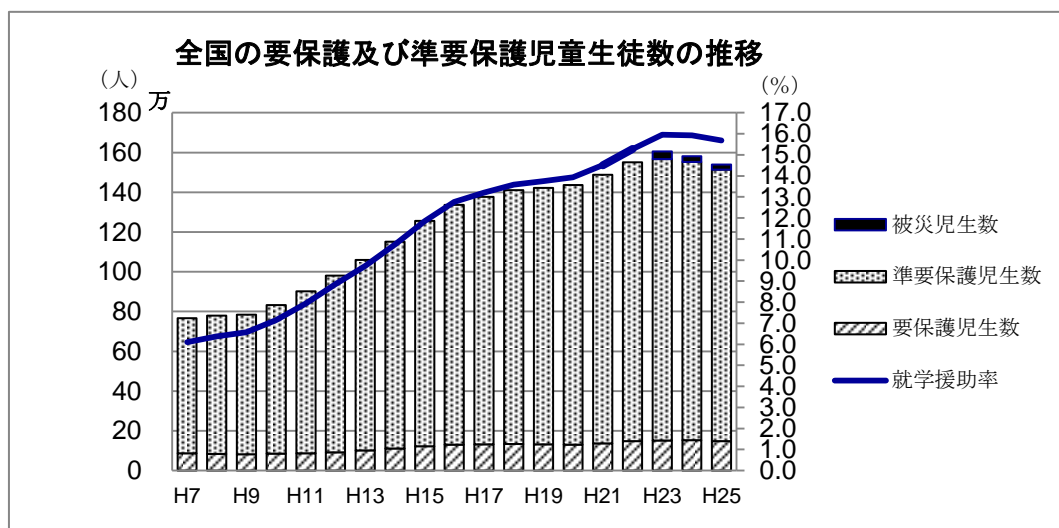
(厚生労働省 国民生活基礎調査(貧困率) よくあるご質問より抜粋)

2 就学援助を受けている児童生徒の状況について

全国では、経済的理由により就学困難と認められ、就学援助を受けている小・中学生が、平成25年には約154万人います。就学援助率は15.68%となり、依然として約6人に1人は就学援助を受けていることとなります。平成23年度には要保護及び準要保護児童生徒数と就学援助率が高止まり、平成24、25年度にはともに下がっています。全国の市町村アンケートによると、主な減少要因は、就学援助対象人数については児童生徒数全体の減少、就学援助率については経済状況の改善が挙げられています。

「子どもの貧困率」は、統計の抽出方法により各都道府県ごとの数値が無く、本県の場合を知ることができませんが、就学援助については、「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月26日閣議決定)により、文部科学省が定期的に調査・公表をすることになったことから、本県の状況がわかることになりました。

この数値(要保護及び準要保護児童生徒数、就学援助率)は、子供・若者白書(内閣府)に子供の貧困率とともに子供の貧困の指標として掲載されており、本県の子どもの貧困の状況を的確に表した数値と考えております。



文部科学省初等中等局児童生徒課

※要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数

※準要保護児童生徒数：要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数

※被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数：東日本大震災により経済的な理由から、就学困難と認められた児童生徒数（文部科学省は、平成23年度からこの数を入れて公表しており、被災児童生徒の母数がわからないため、この数を含んで、要保護及び準要保護児童生徒数、就学援助率とします。）

本県では、就学援助を受けている小・中学生は、平成25年度には6,491人、就学援助率は、10.14%であり、約10人に1人の割合になります。就学援助率

山梨県の要保護準要保護児童生徒数と就学援助率

(単位:人、%)

	要保護児生数	準要保護児生数	被災児生数	就学援助率
H7	101	2,602		2.98
H8	111	2,726		3.18
H9	89	2,751		3.23
H10	75	3,141		3.72
H11	80	3,238		3.90
H12	89	3,584		4.39
H13	143	4,038		5.05
H14	177	4,467		5.67
H15	197	4,958		6.39
H16	187	5,231		6.80
H17	136	5,049		6.58
H18	148	5,918		7.79
H19	151	6,067		8.12
H20	147	6,256		8.50
H21	148	6,579		9.09
H22	192	6,851		9.76
H23	198	6,625	62	9.76
H24	268	6,645	49	10.12
H25	281	6,491	32	10.14

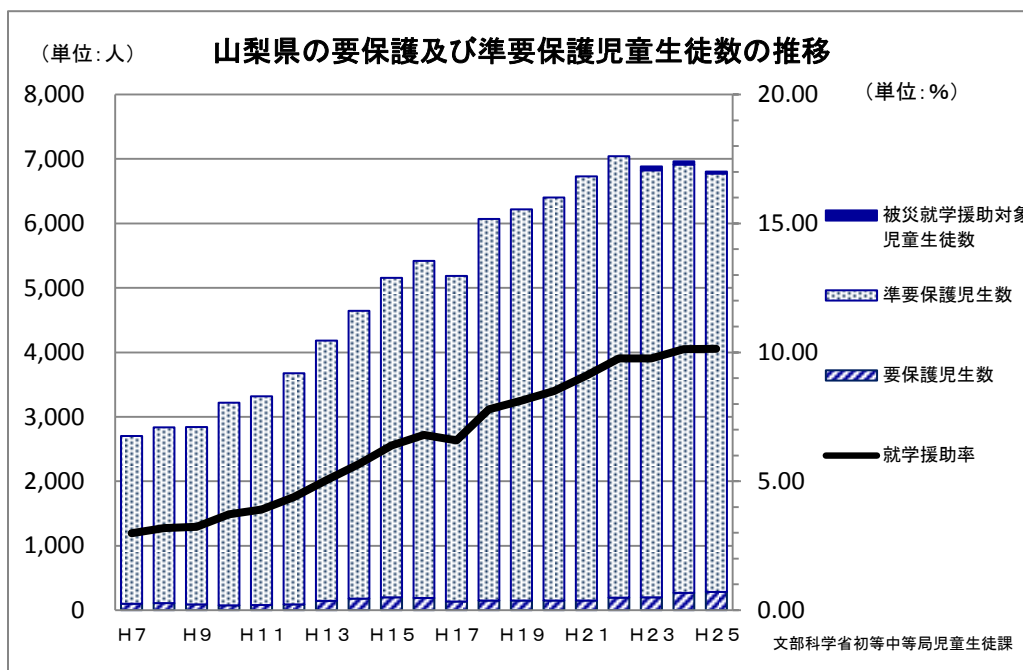
文部科学省初等中等局児童生徒課

は、平成14年度以降、全国平均より約5ポイント低い状態で推移しています。

近年、全国では要保護準要保護児童生徒数、就学援助率ともに平成24年度、25年度と2年連続でやや下降の傾向があります。しかし、本県は、児童生徒数は高止まり、やや減少の傾向がありますが、就学援助率は、平成24年度、25年度ともわずかながら上昇の傾向があります。

なお、毎年度、入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合は、全国に比べ低い状況にあります。

(第6章P32の18, 19参照)

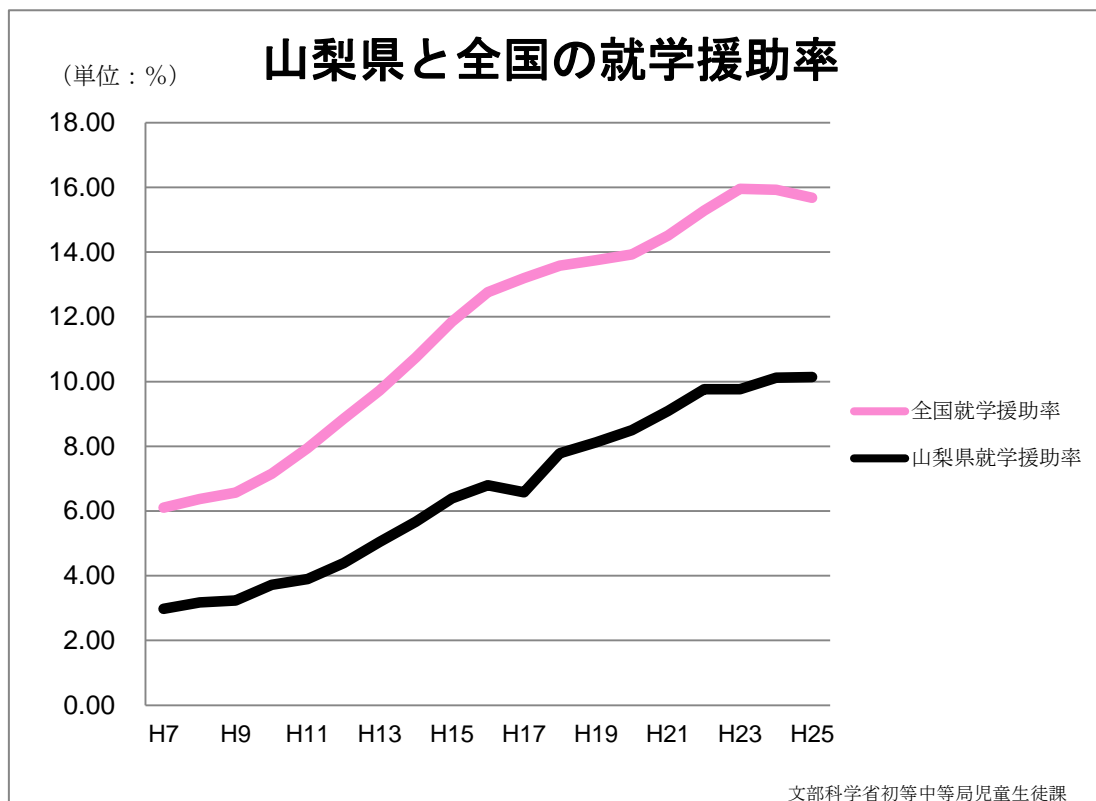


山梨県と全国の就学援助率

(単位：%)

	山梨県就学援助率	全国就学援助率
H7	2.98	6.10
H8	3.18	6.37
H9	3.23	6.57
H10	3.72	7.15
H11	3.90	7.94
H12	4.39	8.85
H13	5.05	9.72
H14	5.67	10.74
H15	6.39	11.85
H16	6.80	12.76
H17	6.58	13.20
H18	7.79	13.58
H19	8.12	13.75
H20	8.50	13.93
H21	9.09	14.51
H22	9.76	15.28
H23	9.76	15.96
H24	10.12	15.93
H25	10.14	15.68

文部科学省初等中等局児童生徒課



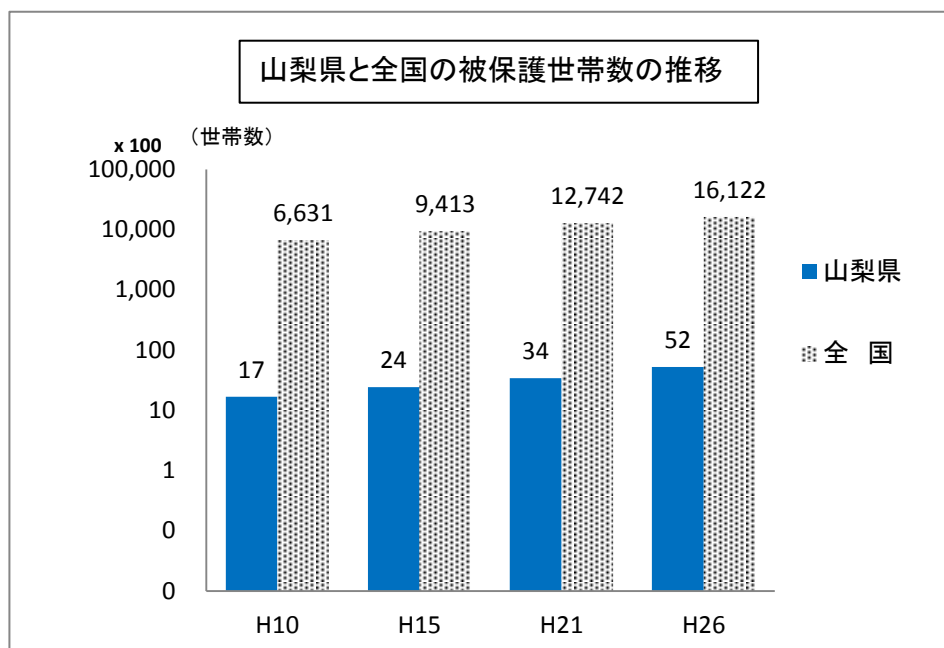
3 生活保護世帯の状況について

(1) 被保護世帯数及び保護率等の状況

本県の生活保護の状況は、平成21年度には被保護世帯3,419世帯だったものが、平成26年度には被保護世帯5,245世帯（1,826世帯、53.4%増）となり、被保護人員6,725人、直近の平成27年3月末には被保護世帯5,311世帯、被保護人員6,812人（保護率0.82% 人口百人当たり0.82人）であり、世帯数、保護人員とも前年同月より増加しています。

本県の被保護世帯は、平成9年度以降は増加傾向にあり、平成20年度の世界的不況を契機に急増しましたが、現在では高止まりの状況にあります。

本県の保護率は、全国で低い方から8番目にあります。（平成27年3月現在）



山梨県県福祉保健部福祉保健総務課

(2) 生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率及び高等学校中退率 生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率・中退率(%) (平成24年度)

	山梨県		全国	
		生活保護世帯		生活保護世帯
高等学校進学率	98.1	86.2	98.3	90.8
高等学校中退率	1.4	2.5	1.5	5.3

平成24年度学校基本調査、平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査、厚生労働省社会・援護局調査

生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率及び高等学校中退率は表のとおりです。高等学校進学率は本県を全国と比べると、進学率は4.6ポイント低く、中退率は2.8ポイント低くなっています。

(3) 生活保護世帯の現状（市町村職員聞き取り調査から・抽出調査）

県では、子どもの貧困に関わる大規模な実態調査が難しいことから、次のように、直接、市町村担当職員に聞き取り調査を行いました。

①調査の概要

- ・事前に調査項目を決めて、市町村生活保護の担当職員に直接聞き取りを行いました。
- ・対象は生活保護を受けている18歳未満の子ども（高校生等は卒業まで）がいる生活保護世帯で、34世帯

ア) 相談者の状況

- ・ひとり親世帯の比率 28世帯／34世帯（82.4%）
- ・世帯の家族の人数
 - 2人 9世帯
 - 3人 10世帯
 - 4人 9世帯
 - 5人 4世帯 他
- ・18歳未満の子どもの人数
 - 1人 13世帯
 - 2人 8世帯
 - 3人 8世帯
 - 4人 4世帯 他
- ・親（主たる勤労者）の年齢
 - 20歳代 4世帯
 - 30歳代 11世帯
 - 40歳代 16世帯 他

イ) 貧困原因と考えられること（複数選択可）

- ・仕事がない（失業中である）（13世帯）
- ・仕事による収入が少ない（12世帯）
- ・病気や障害があり、働けない（12世帯） 他

ウ) 支援で望んでいること

○教育の支援

- ・大学等への進学の手助けをもらいたい（4世帯）
- ・奨学金の給付を受けたい（3世帯）
- ・学習支援を受けたい（2世帯）
- ・学校における支援が欲しい（2世帯） 他

○生活の支援

- ・子どもの生活の支援を受けたい（4世帯）

- ・生活支援の派遣を受けたい（4世帯） 他
- 保護者に対する就労の支援
- ・仕事の紹介・仲介を受けたい（10世帯） 他

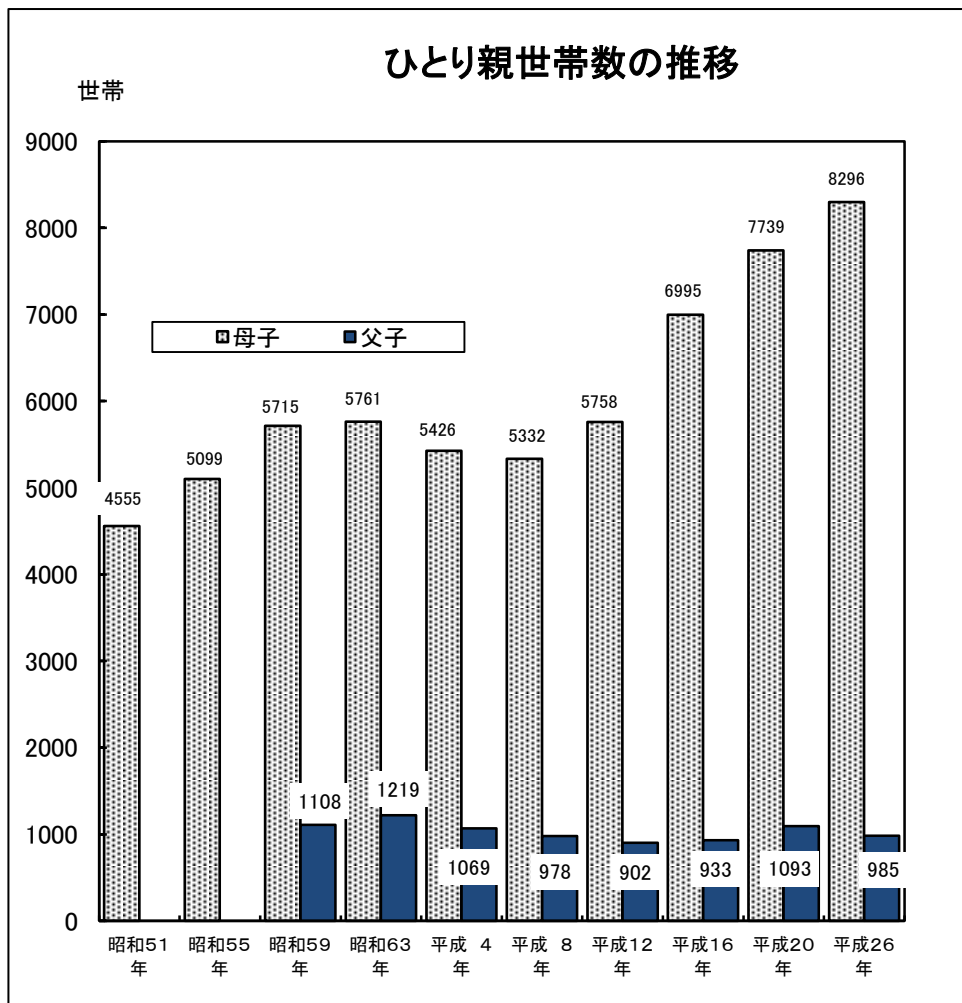
聞き取り調査の結果、「仕事がない、仕事による収入が少ない、病気や障害があり働けない」等の就労の問題が貧困原因につながっており、仕事の紹介・仲介を受けたいということに対する支援も含めた対応が必要であると考えられます。

4 ひとり親世帯の状況について

(1) ひとり親世帯数の推移

本県の母子世帯数は増加傾向にあり、8、296世帯と調査開始以来最多となりました。前回調査時(平成20年。以下、「前回」という。)から、557世帯増加(+7.2ポイント)しています。

父子世帯数は985世帯で前回より108世帯減少(-9.9ポイント)しています。



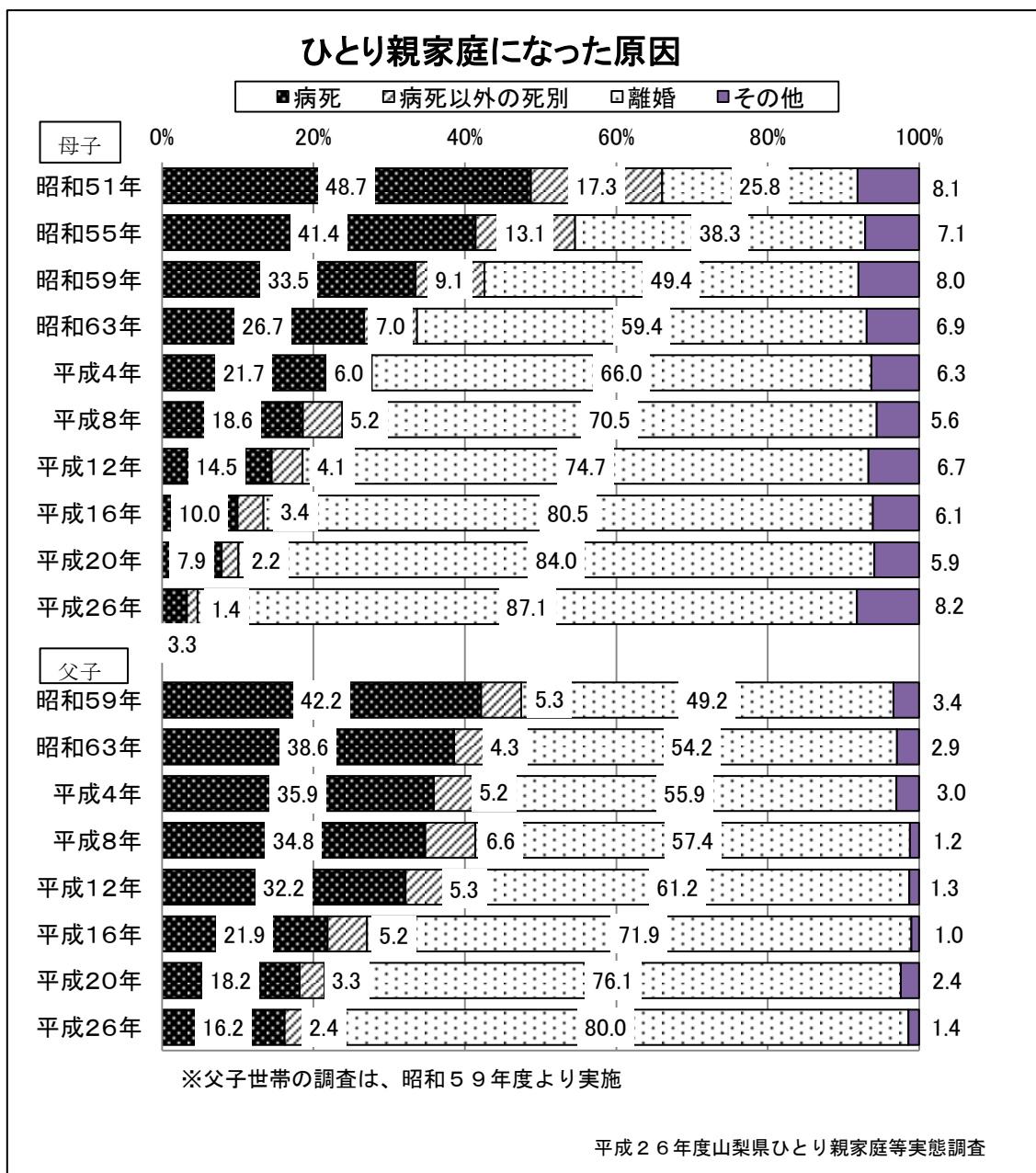
平成26年度山梨県ひとり親家庭等実態調査

(2) ひとり親家庭になった原因

母子・父子世帯ともに「離婚」の割合が増加傾向にあり、母子世帯が87.1% (前回から+3.1ポイント)、父子世帯が80.0% (前回から+3.9ポイント) と多数を占めています。

本 県	母子世帯	離婚 87.1% (前回比 3.1 ㊦ 増)、死別 4.7% (同 5.4 ㊦ 減)
	父子世帯	離婚 80.0% (前回比 3.9 ㊦ 増)、死別 18.6% (同 2.9 ㊦ 減)
全 国	母子世帯	離婚 80.8% (前回比 1.1 ㊦ 増)、死別 7.5% (同 2.2 ㊦ 減)
	父子世帯	離婚 74.3% (前回比 0.1 ㊦ 減)、死別 16.8% (同 5.3 ㊦ 減)

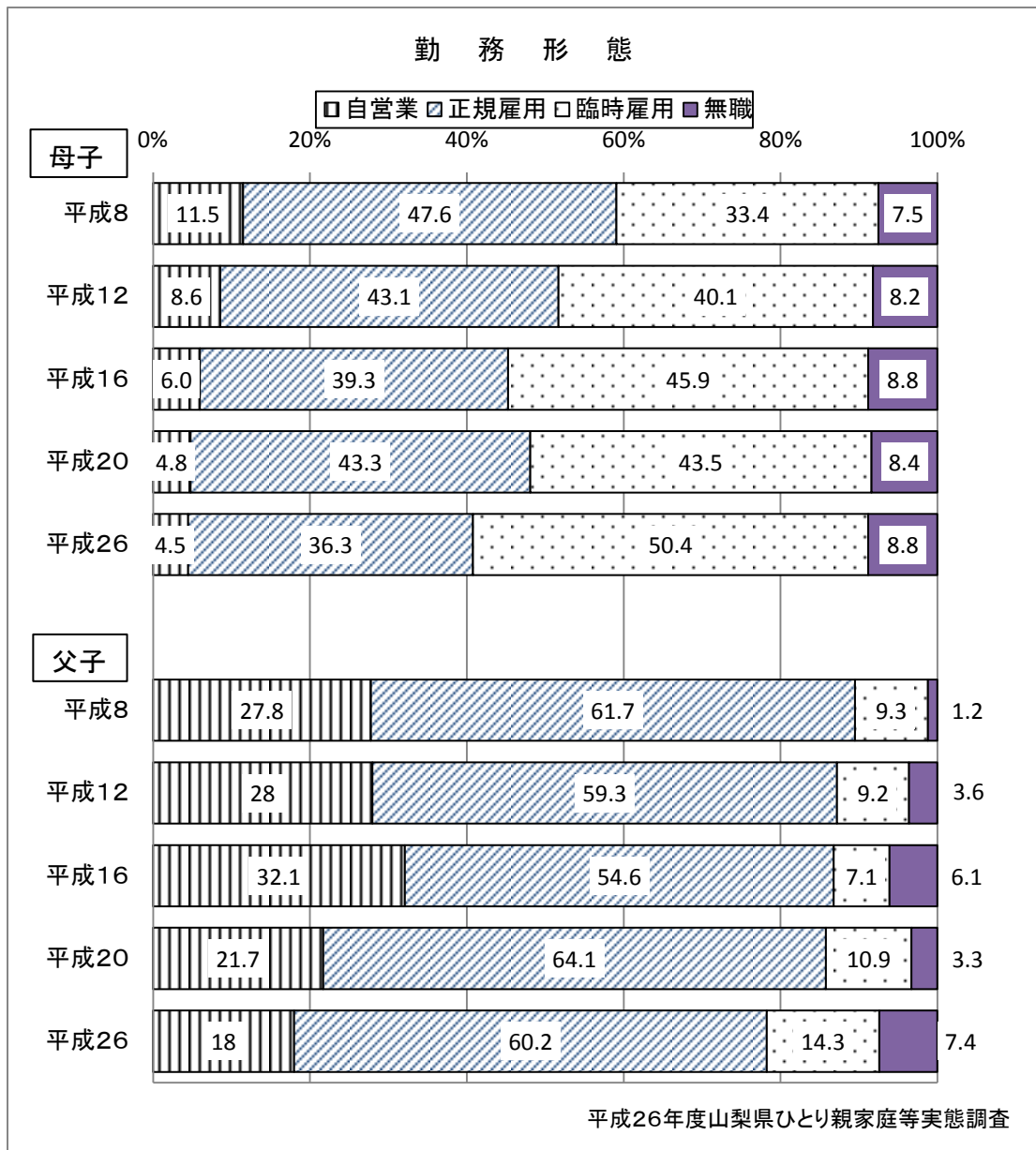
※表中の「全国」は、平成23年度全国母子世帯等調査結果であり、調査期日や調査項目、設問内容等が異なるため、参考数値です。



(3) 就労の状況

①勤務形態

母子世帯は「臨時雇用者・その他」(50.4%)が最も多く、次いで「正規の職員・従業員」(36.3%)となっています。父子世帯は「正規の職員・従業員」(60.2%)が6割程度と多数を占め、なお、全国では、平成23年度全国母子世帯等調査結果によると、母子世帯の正規雇用率は39.4%、父子世帯の正規雇用率は67.2%で、いずれも、本県は低い状況にあります。



②無職の理由（就労の妨げ）

母子世帯は「子どもの世話、看病」（25.0％）が最も多く、次いで「適当な職がない」（24.0％）となっています。父子世帯は「自分が病弱」（36.4％）が最も多く、次いで「適当な職がない」（21.2％）となっています。

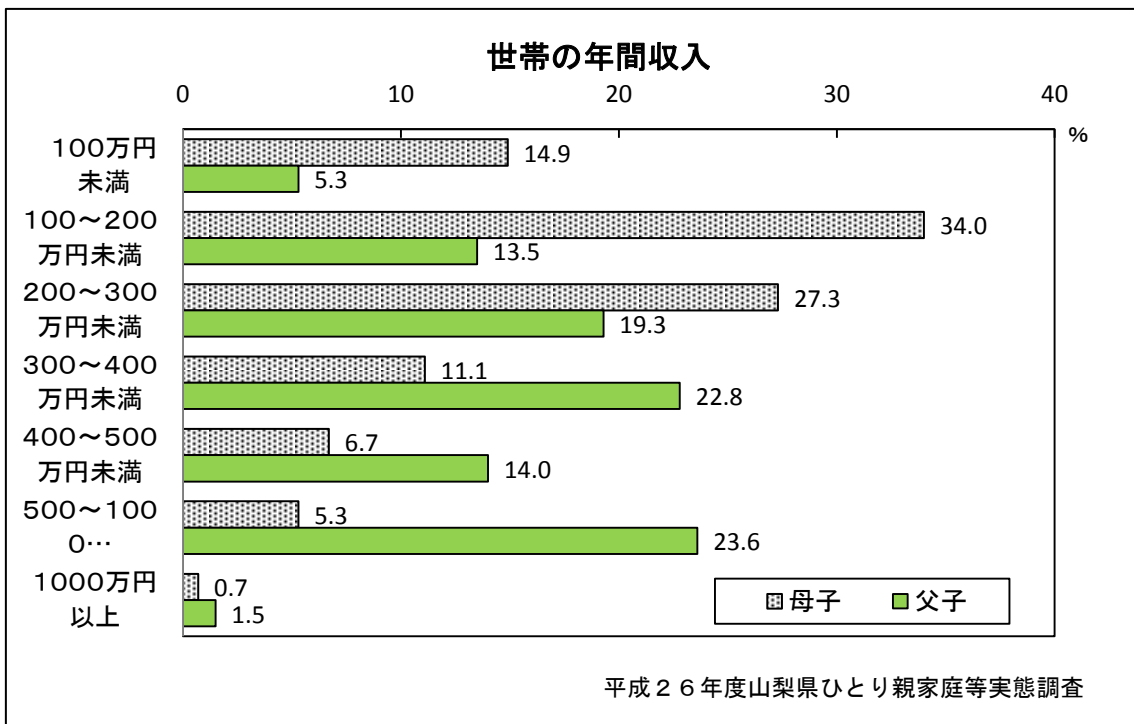
（４）家計の状況

①世帯の年間収入

母子世帯は「100～200万円未満」（34.0％）が最も多く、以下「200～300万円未満」（27.3％）、「100万円未満」（13.3％）の順となっており、収入のない方を含み300万円未満（76.2％）が7割超と多数を占めています。

本 県	母子世帯	100～200万円未満	34.0%	（平均年収 約 240万円）
		200～300万円未満	27.3%	
	父子世帯	500～1、000万円未満	23.6%	（平均年収 約 405万円）
		300～400万円未満	22.8%	
全 国	母子世帯	200～300万円未満	26.9%	（平均年間収入 291万円）
		100～200万円未満	26.4%	
	父子世帯	400万円以上	49.7%	（平均年間収入 455万円）
		300～400万円未満	19.3%	

※表中の「全国」は、平成23年度全国母子世帯等調査結果であり、調査期日や調査項目、設問内容等が異なるため、参考数値です。



(5) 子どもの養育・教育

①子どもについての悩み

母子世帯、父子世帯の8割超（各86.4%、84.7%）が、子どもについての悩みがあると回答しています。

悩みごとの内容は、母子世帯、父子世帯ともに「教育・進学」（各64.1%、65.1%）が6割超を占め最も多く、次いで「しつけ」（各15.9%、16.4%）となっています。

本 県	母子世帯	教育・進学 64.1%、しつけ 15.9%、就職 7.2%
	父子世帯	教育・進学 65.1%、しつけ 16.4%、就職 8.2%
全 国	母子世帯	教育・進学 56.1%、しつけ 15.6%、就職 7.2%
	父子世帯	教育・進学 51.8%、しつけ 16.5%、就職 9.3%

※表中の「全国」は、平成23年度全国母子世帯等調査結果であり、調査期日や調査項目、設問内容等が異なるため、参考数値です。

5 その他の状況について

(1) 朝食の欠食

「平成26年度山梨県新体力テスト・健康実態調査」によると、本県の14歳以下（6～14歳）の子どもの朝食の欠食率（※毎日まったく食べない）は、男子1.19%、女子0.71%となっています。

この調査の値は、本県独自のものであり、これをまとめた全国値はありません。全国の参考値として、直近では厚生労働省「平成25年度国民健康・栄養調査」があり、7～14歳の朝食の欠食率は、男子1.3%、女子0.7%となっています。

内閣府「平成27年版食育白書」には、毎日朝食を食べる子供ほど、全国学力・学習状況調査の平均正答率が高い傾向にある。さらに、平成25年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、毎日朝食を食べる子どもほど、体力合計点が高い傾向にある。」とあります。

また、国の大綱では、「乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。」と位置付けられています。

〈参考〉

子どもの貧困状態にある子ども（教育扶助(就学援助)を受ける子ども、ひとり親世帯で育つ子ども）は、「毎日の朝食の有無」に関して、有意な負の相関関係が認められるとの研究成果が公表されています。

（出典：北海道大学大学院教育学研究院、2015年6月公表情報）

(2) 非正規雇用率について

本県は、次の参考データから、全国的に見ても非正規雇用率が高い状況にあると考えられます。

厚生労働省「平成24年版 労働経済の分析」には『就業構造基本調査』によると、2007年において非正規雇用者の年収は500万円未満の範囲にほぼ収まっており、特に200万円未満に多い現状が見られる。(抜粋)とあります。

〈参考〉

主な雇用形態、都道府県別雇用者(役員を除く)の割合(非正規の職員・従業員)

本県：39.5% 全国：38.2% (全国順位：第40位)

(出典：平成24年、就業構造基本調査(総務省統計局))

(3) 本県の参考データについて

① 中学校の卒業者に占める就職者の割合

本県：0.8% 全国：0.4% (全国順位：第2位)

(出典：平成27年速報、学校基本調査(文部科学省))

② 国公立高等学校、中途退学理由のうち経済的理由の割合

本県：3.1% 全国：2.3% (全国順位：第10位)

(出典：平成26年、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

③ 高等学校の卒業者数のうち大学等進学率

本県：57% 全国：54.5% (全国順位：第9位)

(出典：平成27年、学校基本調査(文部科学省))

【 課題 】

○教育面での課題

就学援助制度の周知状況については、本県は全国より低い状況にあることから、援助が必要な児童生徒の保護者に対し、漏れなく就学援助が実施されるよう、就学援助制度の周知の充実などを市町村に促していく必要があるといえます。

生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率は本県と全国を比べると、4.6ポイント低くなっています。また、中退率は2.8ポイント低いものの、本県全体の中退率より生活保護世帯のポイントは高いので、進学率・中退率ともに改善の必要があるといえます。

○生活面での課題

子どもの貧困について、関連支援団体などの聞き取りを通して、生活の支援において、相談事業の充実を図ることなどにより、社会参加の機会等にも配慮する対策の必要があります。

また、子どもの成育環境や保育・教育条件の整備、改善充実を図ることが不可欠であることから、切れ目のない施策の実施等に配慮する必要があります。

特に、朝食の欠食については、各種の資料などによると「毎日食べる子どもほど、全国学力・学習状況調査等の正答率が高い。」、「貧困状態にある子どもは、毎日の朝食の欠食率が高い。」という傾向が明らかになっているので、朝食の欠食率を下げる必要があるといえます。

○保護者に対する就労の面での課題

保護者が正規雇用により安定した収入を確保し、自立することが子どもの貧困対策に資することから、関係機関と連携しつつ、様々な施策を行っていくことが重要です。

特に、生活保護世帯についての市町村担当職員への聞き取り調査の結果、「仕事がない」、「仕事による収入が少ない」、「病気や障害があり働けない」等の就労の問題が貧困原因につながっており、「仕事の紹介・仲介を受けたい」ということに対する支援も含めた対応の必要があります。

また、ひとり親世帯については、「山梨県ひとり親家庭等自立促進計画」と連携を図っていく必要があります。

○経済面での課題

子どもたちが安定した日常生活を送るため、経済的支援が必要とされる世帯には、手当等の助成とその制度の周知の必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

～すべての子どもが夢や希望を抱き、

たくましく、しなやかに成長し、やまなしの未来を拓くために～

「やまなし子ども・若者育成指針」より

山梨県のすべての子どもたちが夢や希望を抱き、たくましく、しなやかに成長して山梨県の未来を拓けるようにするために、県、市町村、支援団体等と相互に連携・協働を図りながら、県民総ぐるみで総合的に対策を推進していきます。

2 基本方針

◎基本方針Ⅰ 4つの支援を柱とした具体的な施策の体系化

大綱で定める当面の重点施策と同じく①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援を4つの施策の柱として、具体的な施策を体系化します。

その際、県の施策について、部局横断的に全庁一体となって取り組みます。

◎基本方針Ⅱ 「活動指標」「成果指標」と目標（値）の設定

指標は、県の現状を過去の数値や全国・他自治体などと比較するための目印となるもので、そこからの確かな評価ができます。さらに、その動向により必要に応じて施策等の見直しや改善を行うことができます。しかし、指標は、社会情勢、経済動向によっても左右されることがあることを念頭に置いておく必要があります。

そして、指標の目標（値）を設定することにより、より効果的な改善に向けての取り組みができます。

さらに、「何をするのか」を表す活動指標と「その結果どのような効果があるのか」を表す成果指標を設定し、成果に対する活動の有効性を検証することにより、計画の実効性を高めることができます。

◎基本方針Ⅲ 幅広い連携・協働による県民総ぐるみの実効性のある計画

市町村（福祉・教委）をはじめ、NPO等の支援団体等や地域社会などと幅広く連携・協働し、県民総ぐるみで支援することにより、やまなしらしさを構築し、本県の実態に即した実効性のある計画としていきます。

第4章 具体的な施策の方向性

第2章の「子どもを取り巻く現状と課題」を踏まえ、第3章の「計画の基本的な考え方」により、子どもの貧困対策の当面の重点施策として、行政において、以下の施策に取り組みます。その結果として、指標の改善等を図っていきます。

併せて、次のことを行っていきます。

㊦県のホームページ内に、行政等の施策やNPO等支援団体の活動などの広報・PR等の情報にリンクするページの作成（H28～）

県（社会教育課）のホームページ内に子どもの貧困に関する支援情報、広報・PRのためのページを作成します。国・県・市町村等の施策、NPO等支援団体の活動、県内大学の入学料・授業料減免制度、奨学金の情報などを紹介します。

1 教育の支援

すべての子どもたちがもれなく必要な支援を受けられるように、学校を基盤、窓口にして、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため教育費負担の軽減を図ります。

（1）学校をプラットフォームとした総合的な子どもの支援の展開

①教職員に対する啓発

実施事業（具体的な取り組み）

ア) ㊦子どもの貧困に関する教職員を対象とする研修会事業（H28～）

学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、子どもに自己肯定感を持たせ、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めていくため、研修における講習、校内研修等の開催を促進します。

②学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

実施事業（具体的な取り組み）

ア) スクールソーシャルワーカー活用事業

社会福祉士等をスクールソーシャルワーカーとして教育事務所等に配置し、公立小中高等学校に在籍する全ての児童生徒、保護者を対象に児童生徒の問題行動の改善や児童生徒を取り巻く教育環境等の改善に資する相談体制の強化を図ります。

イ) スクールカウンセラー活用事業

臨床心理士等のスクールカウンセラーを学校現場に配置、派遣し、公立小中高等学校に在籍する全ての児童生徒を対象に、いじめや不登校等の未然防止、

改善及び解決並びに学校内の相談体制の強化を図ります。

ウ) 総合教育センター面接相談・24時間電話相談

いじめや不登校など様々な問題を抱える児童生徒やその保護者等を対象に面接相談及び24時間体制の電話相談を実施します。

③地域による学習支援

実施事業（具体的な取り組み）

ア) 学力向上フォローアップ事業

市町村において、公立小中学校に在籍する全ての児童生徒を対象に、放課後や土曜日等を活用した補習的学習を順次実施し、実施市町村の増加を促進します。

イ) 放課後子供教室推進事業

すべての子供を対象として、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちと共に、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進します。

④高等学校等における就学継続のための支援

実施事業（具体的な取り組み）

ア) 高等学校等就学支援金

高等学校等の授業料に充てるための支援金を支給します。

イ) 高等学校等奨学給付金

高等学校等の教科書代など授業料以外の経費に充てる奨学のための給付金を支給します。

(2) 貧困の連鎖を防ぐための就園・就学支援の充実

①幼児教育・経済的負担の軽減

実施事業（具体的な取り組み）

ア) 幼稚園就園奨励費補助金

市町村が、家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るため就園に奨励費補助事業を実施する場合、国がその経費の一部を補助します。

②就学支援の充実

実施事業（具体的な取り組み）

ア) ㊦就学援助制度周知のための市町村教育委員会への要請（H28～）

市町村教育委員会に対して、就学援助が必要な児童生徒の保護者に対し、漏れなく就学援助が実施されるよう要請を行い、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取り組みを促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図っていきます。

イ) 要保護児童生徒援助費補助事業

市町村が、経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の要保護者に対して必要な援助を行う場合、国がその経費の一部を補助します。

ウ) スクールソーシャルワーカー活用事業（再掲）

社会福祉士等をスクールソーシャルワーカーとして教育事務所等に配置し、公立小中高等学校に在籍する全ての児童生徒、保護者を対象に児童生徒の問題行動の改善や児童生徒を取り巻く教育環境等の改善に資する相談体制の強化を図ります。

③「高校生等奨学給付金制度」などによる経済的負担の軽減

実施事業（具体的な取り組み）

ア) 高等学校等就学支援金（再掲）

高等学校等の授業料に充てるための支援金を支給します。

イ) 高等学校等奨学給付金（再掲）

高等学校等の教科書代など授業料以外の経費に充てる奨学のための給付金を支給します。

ウ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭の子どもが修学するために必要な経費を貸付（父母のいない生徒も対象）します。

エ) 生活福祉資金貸付金（教育支援費、就学支援費）

低所得世帯に属する者が高等学校等に就学するのに必要な経費を貸与します。

オ) 高等学校授業料等の減免制度

天災その他特別の事情により修学が困難と認められる生徒等の授業料等を減免します。

カ) 高等学校定時制課程等修学奨励費

県内の高等学校の定時制の課程及び通信制課程に在学し、経済的理由により修学が困難な生徒に修学奨励金の貸付を行います。

キ) 交通被災遺児就学奨励費補助金

公益財団法人山梨みどり奨学会が実施する交通遺児奨学金給付事業及び運営費に補助を行います。

ク) 育英奨学金運営費補助金

公益財団法人山梨みどり奨学会が実施する高校生等への育英奨学金の貸与事業の運営費に補助を行います。

④特別支援教育に関する支援の充実

実施事業（具体的な取り組み）

ア) 特別支援教育就学奨励費補助事業

市町村が、小中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学のための必要な支援をする場合、国がその経費の一部を補助します。

イ) 特別支援学校児童生徒就学奨励費事業

特別支援学校に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援学校への就学に必要な経費の一部を支援します。

(3) 大学等進学に対する教育機会の提供

①国公立大学・専門学校等に関する教育機会の情報提供

実施事業（具体的な取り組み）

ア) ㊦県のホームページ内に、県内大学の入学料・授業料減免制度、奨学金情報にリンクするページの作成（H28～）

県（社会教育課）のホームページ内に、県内の各大学が開設しているホームページの中で、経済的理由により授業料等の納入が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる学生に対して行う減免制度や給付型を中心とした奨学金などの情報へリンクするページを置き、情報提供を進めます。

②国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援

実施事業（具体的な取り組み）

ア) 母子父子寡婦福祉資金貸付金（再掲）

（修学資金・就学支度資金）

ひとり親家庭の子どもが修学するために必要な経費を貸付（父母のいない生

徒も対象) します。

(4) 生活困窮世帯等への学習支援

①生活困窮世帯等の子どもの学びの機会の確保と経済的支援

実施事業(具体的な取り組み)

ア) やまなし学校応援団育成事業

地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員の子供と向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の充実及び地域教育力の活性化を図ります。また、放課後や土曜日等に子供たちの学習支援の取り組みを行います。

イ) 放課後子供教室推進事業(再掲)

すべての子供を対象として、安全・安心な子供の活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちと共に、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進します。

ウ) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。

エ) スクールソーシャルワーカー活用事業(再掲)

社会福祉士等をスクールソーシャルワーカーとして教育事務所等に配置し、公立小中高等学校に在籍する全ての児童生徒、保護者を対象に児童生徒の問題行動の改善や児童生徒を取り巻く教育環境等の改善に資する相談体制の強化を図ります。

オ) 高等学校等就学支援金(再掲)

高等学校等の授業料に充てるための支援金を支給します。

カ) 高等学校等奨学給付金(再掲)

高等学校等の教科書代など授業料以外の経費に充てる奨学のための給付金を支給します。

キ) 高等学校授業料等の減免制度(再掲)

天災その他特別の事情により修学が困難と認められる生徒等の授業料等を減免します。

ク) 高等学校定時制課程等修学奨励費（再掲）
県内の高等学校の定時制の課程及び通信制課程に在学し、経済的理由により修学が困難な生徒に修学奨励金の貸付を行います。

ケ) 児童養護施設等で暮らす子どもの学習支援(児童入所施設等措置費)
児童養護施設に入所する児童の学習塾代を支援します。

2 生活の支援

保護者の相談事業の充実を図り、自立のための支援に取り組むとともに、妊娠期、乳幼児期からの切れ目のない支援を行います。さらに、子どもの生活の支援として、居場所づくり、就労支援も行っています。

(1) 保護者の生活支援

①保護者の自立支援

実施事業（具体的な取り組み）

ア) 子育て相談総合窓口の設置

相談窓口「かるがも」をぴゅあ総合に開設し、電話による相談の他、面接や臨床心理士によるカウンセリングも無料で実施します。

イ) 母子保健地域組織育成事業

母子保健行政（保健所・市町村保健師）及び愛育班員の育成を行います。

ウ) 母子保健推進事業、産前産後ケアセンター事業、母子支援力向上研修事業 妊娠から育児まで母子一体的な支援体制の整備を行います。

エ) 母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等の相談

母子・父子自立支援員による相談指導を行います。

オ) 生活困窮者自立支援制度に基づく事業（H27～）

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給など生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講じることにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。

カ) 産前産後電話相談事業（H27～）

妊婦や産後の母親の不安を解消するため、24時間対応型の電話相談窓口を産前産後ケアセンター（仮称）に設置します。

キ) 妊娠出産育児包括支援事業 (H27～)

地域の子育て家庭を支援するため、市町村が行う妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援事業に対し助成します。

②保護者への家庭教育支援

実施事業 (具体的な取り組み)

ア) 子育て相談総合窓口の設置 (再掲)

相談窓口「かるがも」をぴゅあ総合に開設し、電話による相談の他、面接や臨床心理士によるカウンセリングも無料で実施します。

イ) やまなし「親」学習プログラムによる学習会の推進

学習プログラムを開発・更新し、講師の紹介も行いながら、学校を中心に活用を呼びかけます。

ウ) 子育て支援リーダーステップアップ事業の実施

各地域で子育て家庭への支援を行う人材を養成し、資質向上を図る講座を実施します。修了者は市町村へも紹介します。

エ) ワクワク子育てプロジェクト事業

現在子育て中の親を対象に、最新の研究成果を取り入れた講座を開設し、親が子育ての楽しさを実感するとともに、楽しさを広める活動を推進できる人材を養成します。

③保育等の確保

実施事業 (具体的な取り組み)

ア) 放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業) (再掲)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。

イ) 保育所等の整備等

保育所等の創設や老朽施設による保育環境整備など保育所等の施設を整備します。

ウ) 子育て短期支援事業

一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かります。

エ) ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親の就職活動、疾病等一時的に保育等のサービスが必要な世帯に家庭生活支援員を派遣します。

④保護者の健康確保

実施事業（具体的な取り組み）

ア) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

イ) 養育支援訪問事業

保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行います。

（2）子どもの生活支援

①児童養護施設等の退所児童等の支援

実施事業（具体的な取り組み）

ア) 児童養護施設退所児童等身元保証人確保対策事業

児童養護施設を退所する児童が就職したり、アパート等を賃借できるよう身元保証人の確保を支援します。

イ) 児童保護措置費

児童養護施設を退所し就職する児童に就職支度金を支給します。

②食育等の推進に関する支援

実施事業（具体的な取り組み）

ア) ㊦フードドライブ実施のための高等学校等への要請（H28～）

フードドライブを広めることにより、栄養状態・生活状況などに応じた必要な栄養量が確保できるように連携し、子どもの健やかな発育・発達を支援します。

③ひとり親世帯や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援

実施事業（具体的な取り組み）

ア) 保育所等の整備等（再掲）

保育所等の創設や老朽施設による保育環境整備など保育所等の施設を整備します。

- イ) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）（再掲）
保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。

（３）関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

①関係機関の連携

実施事業（具体的な取り組み）

- ア) 民生委員・児童委員の活動支援

民生委員・児童委員の職務を行うために要する費用の弁償に充てるものとして手当を支給し、活発な活動を支援します。

（４）子どもの就労支援

①ひとり親世帯の子どもに対する就労支援

実施事業（具体的な取り組み）

- ア) 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修業資金）（再掲）

ひとり親家庭の子どもが知的技能を習得するために必要な経費を貸付（父母のいない生徒も対象）ます。

②相談・情報提供

実施事業（具体的な取り組み）

- ア) ジョブカフェやまなしによる専門相談員による情報提供

就労に関する相談に応じるとともに、併設ハローワークによる職業紹介・相談を行います。

（５）支援する人員の確保等

①社会的養護施設の体制整備

実施事業（具体的な取り組み）

- ア) 児童養護施設等の家庭的養護の推進

家庭的な養育環境とするため、施設における小規模化を推進します。

（６）その他の生活支援

①妊娠期からの切れ目のない支援等

実施事業（具体的な取り組み）

- ア) 母子保健推進事業、産前産後ケアセンター事業、母子支援力向上研修事業(再

掲

妊娠から育児まで母子一体的な支援体制の整備をします。

②住宅支援

実施事業（具体的な取り組み）

ア) 生活福祉資金貸付金（住宅入居費）

所得の少ない世帯や心身障害者のいる世帯、また、介護を要する高齢者のいる世帯の方に安定した生活を築いていただくための資金の貸付制度を行います。

3 保護者に対する就労の支援

保護者の就労の支援は、労働による収入があつてこそ子どもたちの生活が成り立つため、保護者が働きやすい環境づくりを行い、さらに保護者が就労するための資格や職業訓練等の必要な支援を行い、保護者の自立を促していきます。

（1）人材の育成

①経済団体等への要望活動による支援

実施事業（具体的な取り組み）

ア) ㊦非正規労働者の正社員への転換に取り組むよう経済団体への要望活動の実施（H28～）

地域における非正規雇用労働者の正社員転換等を加速させていくため、国と連携し経済団体へ要請を行います。

（2）就労の支援

①保護者の就労環境の整備

実施事業（具体的な取り組み）

ア) 延長保育

通常の利用時間外に、保育所などにおいて保育を実施します。

イ) 病児保育

子どもが病気の際に、保護者による家庭での看護が困難な場合、一時的に病院・保育所等において保育を行います。

②保護者の資格取得等に対する支援

実施事業（具体的な取り組み）

ア) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業（高等職業訓練促進給付金）

ひとり親家庭の母・父が看護師等の資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合に給付金を支給します。

イ) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金）

ひとり親家庭の母・父が、知識・技能の習得のための、雇用保険制度の教育訓練給付指定講座等の受講料の一部を給付します。

③保護者の再就職に対する支援

実施事業（具体的な取り組み）

ア) 離転職者訓練の実施

求職者の就職を支援するため、求職者のニーズに沿った短期間の職業訓練を行います。

イ) チャレンジマザー就職支援事業の実施

子育て中のお母さん等の再就職を支援するため、「総合事務科」（チャレンジマザー就職支援事業）を開設し、職業訓練を行います。

ウ) 託児サービス付き職業訓練の実施

出産・育児などで退職し、再就職を目指す女性等が職業訓練を受講しやすくするため、託児サービスを備えた職業訓練コースを設定します。

（3）相談・情報提供

実施事業（具体的な取り組み）

ア) 母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業相談・職業紹介等）

ひとり親家庭等の就業に関する相談に応じるとともに、個々の職業適性や希望に応じた職業紹介を行います。

イ) 母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する母子・父子自立支援員による相談

母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する母子・父子自立支援員による相談を行います。

ウ) 母子・父子自立支援員による相談

住宅、就業、求職活動、生活費、養育費等の相談を行います。

エ) 子育て就労支援センターによる専門相談員による情報提供

子育て・就労に関する相談に応じるとともに、ハローワークによる職業紹介・相談を行います。

- オ) 求職者総合支援センターによる専門相談員による情報提供
生活・就労に関する相談に応じるとともに、ハローワークによる職業紹介・相談を行います。

4 経済的支援

生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、サービス等を組み合わせて、世帯の生活の基礎を下支えしていく必要があります、子どもたちが、安定した日常生活を送っていけるように支援をします。

①児童扶養手当をはじめとした子育て世帯への経済的支援

実施事業（具体的な取り組み）

ア) 児童扶養手当

ひとり親家庭の児童を養育している母、父等に対して支給します。

イ) 生活福祉資金貸付金（生活支援費）

所得の少ない世帯や心身障害者のいる世帯、また、介護を要する高齢者のいる世帯の方に安定した生活を築いていただくための資金の貸付制度です。

②母子父子寡婦福祉資金貸付金等によるひとり親世帯への経済的支援

実施事業（具体的な取り組み）

ア) ひとり親家庭医療費助成事業

ひとり親家庭の親と児童等が病気やけがで通院・入院した際の費用を助成します。

イ) 乳幼児医療費助成事業

経済的負担を軽減するため、乳幼児の医療費を助成します。

ウ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金（技能習得資金、就職支度資金）（再掲）

ひとり親家庭の母等の就労に必要な経費を貸付します。

③生活保護世帯の子どもの進学時の支援

実施事業（具体的な取り組み）

ア) 生活保護（生業扶助）

生活保護世帯に支給されます。

④養育費の確保に関する支援

実施事業（具体的な取り組み）

ア) ㊦養育費相談会の後援・PR等の実施（H28～）

離婚したひとり親家庭において、養育費を受給している世帯は約20%（※）に止まっていることから、子どもの育成のための養育費の受給が促進されるよう関係団体が行う養育費相談会について後援やPRを行っていきます。

※出典：平成23年度全国母子世帯等調査（厚生労働省）

イ) 養育費に関する啓発用リーフレットの配布

養育費の確保等を啓発するため、効果的な広報手段としてリーフレットを配布し、制度の利用を促します。

第5章 各種関係団体等との連携・協働

1 各種関係支援団体等との連携・協働

子どもの貧困に対する支援については、現在、社会福祉協議会やNPOが単独で行っているものもありますが、これらの支援団体と県、市町村とが連携・協働することにより、効果的な支援のできる可能性があるものは、県がコーディネーターの役割を果たし、より実効性のある支援を行っていきます。

(1) 教育の支援（地域による学習支援・居場所づくり等）

国の大綱による当面の重点施策の教育の支援では、第4章の具体的な施策の方向性の「教育の支援の「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの支援の展開」として、学習支援を行うNPOなどと連携・協働を図ります。

- ① 教員対象研修会を開催し、学校教員の子どもの貧困に対する意識を高める中で、学校をプラットフォームとして、NPOなどと連携・協働できるようにコーディネートをしていきます。
- ② 教員OB、大学生等と連携し、生活困窮者等の子どもを中心に不登校、ひきこもり、中退者の学び直し等も含めた学習の支援、キャリア教育を行うNPOと連携・協働をしていきます。
- ③ 子どもを安心して育てることができるよう、市町村やNPO等と連携し、「放課後子供教室」の整備など地域の実情を踏まえた子育て環境の向上に取り組めます。
- ④ 地域の中で、放課後や週末等に子どもたちの安全で安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動などの取り組みを行うNPOと連携・協働をしていきます。
- ⑤ 子どもの学習支援、家庭への寄り添い（相談、同行、就労、生活支援等）を行うNPOと連携・協働をしていきます。
- ⑥ 経済的理由で有料の塾に通えない中学生に、教室を開設し無料で学習支援を行っている学習支援団体と連携・協働をしていきます。

(2) 生活の支援（食糧支援）

行政・福祉施設・学校・各種団体などからの生活困窮者の情報提供や支援要請を受け、社会福祉協議会やNPOが生活困窮世帯に食糧支援を行っています。また高校やそのPTA、大学などが生活困窮者への提供食糧を募る「フードドライブ」などの取り組みも行われています。

特に、社会福祉協議会では、来所者への呼びかけや市役所・スーパーなどに食品寄付箱を設置し、併せて広報などを行い、「フードドライブ」により、生活困窮者自立支援法の窓口相談者などに食糧支援を行っています。県は高校やそのPTAでの「フードドライブ」をさらに広めるとともに広報などを行い、連携・協働をしていきます。

2 地域社会との連携・協働

地域・家庭・学校などの地域社会と幅広く連携・協働し、県民総ぐるみで支援することにより、やまなしらしさを構築し、本県の実態に即した実効性のある計画としていきます。

具体的には、地域の公民館、社会教育振興団体の方々、民生委員（児童委員）やボランティア活動に積極的に取り組む県民の方々を中心に、「子どもの貧困問題」に対する地域社会の支援活動を広げ、幅広く県民総ぐるみで取り組んで参ります。

なお、本県の地域社会には、次の特徴があるので、こうした強みを活かすことも考えていきます

○社会的弱者（高齢者・障害者・子供）を対象としたボランティア活動の割合

本県：16.8% 全国：13.3% （全国順位：第3位）

（出典：2011年、社会生活基本調査）

○公民館数（人口100万人当たり）

本県：583.4箇所 全国：114.9箇所 （全国順位：第1位）

（出典：2011年、統計でみる都道府県のすがた2015（総務省統計局））

○民生委員（児童委員）数（人口10万人当たり）

本県：294.8人 全国：180.5人 （全国順位：第4位）

（出典：2012年、統計でみる都道府県のすがた2015（総務省統計局））

3 企業等との連携・協働

国は、子どもの貧困対策を強化するため、子どもの貧困の支援を行うNPOなどを財政的に支援する新たな基金を創設し、寄付への協力を呼びかけています。

県では、子どもの貧困対策の支援についての企業との連携・協働は現段階では直接的にはありませんが、NPO等とすでに連携している企業もあり、間接的に連携・協働をしていくことは、十分可能な状況にあります。

そこで、県や市町村などの行政でも、NPO等とともに民間企業や経済団体等と連携・協働に努めて参ります。

第6章 子どもの貧困に関する指標

○国の大綱では、子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたり子供の貧困に関する指標を設定しています。本県でも調査の結果、データがある指標は設定します。しかし、本県のデータがないものも多く、大綱の指標の改善ということで施策を行っていくだけでは、計画の実効性を高めていくことは困難です。

○そこで、国の大綱及び県独自の指標について「何をするのか」を表す活動指標と「その結果どのような効果があるのか」を表す成果指標を設定し、成果に対する活動の有効性を検証することにより、計画の実効性を高めていきます。

《子供の貧困に関する指標一覧(国の大綱による指標)》

単位がない数値は%

		指標	全国		山梨県	
1	生活保護世帯	子供の高等学校等進学率	90.8	①	86.2	①
2		子供の高等学校等中退率	5.3	①	2.5	①
3		子供の大学等進学率	32.9	①	18.8	①
4		子供の就職率(中学校卒業後の進路)	2.5	①	0.0	①
5		子供の就職率(高等学校等卒業後の進路)	46.1	①	62.5	①
6	児童養護施設	子供の進学率(中学校卒業後)	96.6	②	—	
7		子供の就職率(中学校卒業後)	2.1	②	—	
8		子供の進学率(高等学校等卒業後)	22.6	②	—	
9		子供の就職率(高等学校等卒業後)	69.8	②	—	
10	ひとり親家庭	子供の就園率(保育所・幼稚園)	72.3	③	—	
11		子供の進学率(中学校卒業後)	93.9	③	—	
12		子供の就職率(中学校卒業後)	0.8	③	—	
13		子供の進学率(高等学校等卒業後)	41.6	③	—	
14		子供の就職率(高等学校等卒業後)	33.0	③	—	
15	スクールソーシャルワーカーなど	スクールソーシャルワーカーの配置人数	1008人	④	13人	⑦
16		スクールカウンセラーの配置率(小学校)	37.6	④	33.5	⑦
17		スクールカウンセラーの配置率(中学校)	82.4	④	100.0	⑦
18	就学度援助	毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	61.9	④	57.0	⑦
19		入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	61.0	④	39.0	⑦
20	の支 奨 本 学 機 学 金 構 生	貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子)	予約採用段階 40.0 在学採用段階 100.0	⑤	—	
21		貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(有利子)	予約採用段階 100.0 在学採用段階 100.0	⑤	—	
22	ひと 家 庭 親	親の就業率(母子家庭)	80.6	③	91.2	⑧
23		親の就業率(父子家庭)	91.3	③	92.6	⑧
24	子 困 率 の 貧	子供の貧困率	16.3	⑥	—	
25		子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	54.6	⑥	—	

※ — は都道府県単位では、公表していない。または、データがない。

①厚生労働省社会・援護局保護課(平成25年4月1日現在)

②厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課(平成25年5月1日現在の進路)

③平成23年度全国母子世帯等調査(全国)

④文部科学省初等中等教育局児童生徒課等(スクールカウンセラーは平成24年度、それ以外は平成25年度)

⑤独立行政法人日本学生支援機構(平成25年度実績)

⑥平成25年国民生活基礎調査

⑦山梨県教育委員会(平成26年度)

⑧平成26年度山梨県ひとり親家庭等実態調査

《子どもの貧困に関する指標》

成果指標(4か年)

施策の柱	No	指標の設定	指標名	目標(値) (現在)→(H31年度)	
				現状	目標(値)
				教育の支援	1
				(厚生労働省・援護局援護課)	(厚生労働省・援護局援護課)
	2	国の大綱	生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	2.5% (H24)	1.4%に近づける (本県の全体の高等学校中退率)
				全国5.3%(H24) (厚生労働省・援護局援護課)	(H24児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)
生活の支援	3	県独自	14歳以下(6~14歳)の朝食の欠食率	男子1.19%(H26) 女子0.71%(H26)	0%に近づける
				(山梨県新体力テスト・健康実態調査)	
支す保護者労働者への対	4	国の大綱(ひとり親家庭の親の就業率)に準ずる	ひとり親家庭の親の正規雇用率	母子家庭36.3%(H26) 父子家庭60.2%(H26)	母子家庭39.4%(H23)に近づける 父子家庭67.2%(H23)に近づける (全国平均)
				(H26山梨県ひとり親等家庭実態調査)	(H23全国母子世帯等調査)



活動指標

施策の柱	No	指標の設定	指標名	実績・目標		施策(事業名等)	活動指標から成果指標への有効性	
				現状(H27)	目標(値)(H28)			
				教育の支援	①			国の大綱
	②	"	就学援助制度の書類を配布している市町村数	16市町村・組合	27市町村・組合(100%) ※ ₁	H28年度→H31年度(維持する)	市町村教委等への要請(H28年度から)	1
	③	県独自	放課後子供教室の設置箇所数	54箇所	(H28年度予算による値)		放課後子供教室推進事業	4
	④	"	教員対象研修会受講率(全公立小中学校1人以上)	0%(H28年度から実施のため)	100%	H28年度→H31年度(維持する)	県による子どもの貧困に関する研修会(H28年度から)	1, 2
生活の支援	⑤	"	フードドライブ実施学校数	1校(H28年度から要請実施のため)	8校	4年計画で全公立高等学校	各高等学校、県高校PTA連合会への要請(H28年度から)	3
	⑥	"	放課後児童クラブの設置箇所数	217箇所(H26)	258箇所(H31) 「やまなし子ども子育てプラン」(H27.3策定)による		放課後児童健全育成事業	4
る保護者労働者への対	⑦	"	病児保育施設設置箇所数	26箇所(H26)	35箇所(H31) 「やまなし子ども子育てプラン」(H27.3策定)による		病児保育事業	4
	⑧	"	子育て就労支援センター相談件数	216件(H26)	(H28年度予算による値)		子育て就労支援センター設置事業	4

※経済的支援は、ニーズに対する給付等があるため、目標とできないことから指標として設定しない。
 ※「子供の貧困対策に関する大綱」から引用は、子供(標記)を用いる。
 ※：早川町は、義務教育無償化制度により、保護者負担がない。

☆ 子どもの貧困率に関連する値..... 「就学援助率」

山梨県: 10.14% (全国: 15.68%、全国比 △5.54ポイント)

本県の就学援助率は、全国に比べて良い状況にあります(P4参照)。この就学援助率は経済情勢や社会環境の影響を受けやすいことなどから指標としては設定しませんが、上記指標と併せて検証しながら、更なる値の改善に努めていきます。

第7章 計画の推進

計画をより実効性のあるものにするために、全庁的な推進体制を整備するとともに、連携・協働による総合的な計画の推進をしていきます。

1 県の推進体制

(1) 「やまなし子ども・若者育成指針」のアクションプランとしての計画

本計画は、「やまなし子ども・若者育成指針」（平成27年2月策定）の子どもの貧困に関わる部分のアクションプランとしての性格を兼ね備えることから、毎年度、「やまなし子ども・若者育成指針」とともに進行管理をしていきます。

(2) 全庁的な推進体制

知事部局、教育委員会、警察本部により構成する「山梨県青少年総合対策本部」及び関係各課で構成する幹事会において、全庁一体となって計画を推進するとともに、各部局横断的に子どもの貧困対策関連施策を総合的に推進していきます。

特に、本計画に直接関わりのある福祉保健部、産業労働部、教育委員会が連携しながら、実効性を高めていきます。

2 連携・協働の確立に向けて

(1) 国の動向との呼応

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、「子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取り組みとして行われなければならない。」としています。

また、今般、国は子供の未来応援国民運動を始動しました。県は国と呼応して、国民運動についての広報活動、ポータルサイトへの施策掲載と周知、企業等による支援とNPO等の支援ニーズをつなぐマッチングサイト、子供の未来応援基金の創設などの具体的な動きを周知していくことにより、県民運動の機運を盛り上げていく役割を果たしていきます。さらに、今後の国の動向を見ながら、県として必要な部分について対応をしていきます。

(2) 市町村との連携・協働

計画の策定とともに、直接生活保護世帯や生活困窮者などの福祉の窓口にな

っている市町村に計画を周知するとともに、社会福祉協議会やNPOなどの民間支援団体の支援をより実効性のあるものとするために市町村と連携をしていく必要があり、市町村、社会福祉協議会やNPOなどのマッチングなども必要です。県はそのためのコーディネーターとしての役割を果たしていきます。

(3) 関係民間団体等の連携・協働

貧困の状態にある子どもの支援に草の根の活動などで取り組んでいるNPOなどの民間支援団体同士が、互いに連携・協働できる可能性を持つこともあります。

支援をより効果的にするためにも団体と団体とがつながり、お互いの支援を補完できるようなネットワークづくりも重要です。また、ボランティアや大学生等ともつながっていきけるようなネットワークづくりも必要です。例えば、場所とノウハウはあるが、人的資源が乏しい場合、人的資源を確保できる団体との連携・協働などが考えられます。

企業なども含め、県でも民間団体と連携しながら、協働の取り組みを進めていきます。

(4) 地域社会と連携・協働し、県民総ぐるみでの支援

本県では、これまでも、さまざまな課題について地域社会の理解と協力をいただき、社会全体で支え合ってきました。子どもの貧困の問題についても、行政はもとより家庭・学校・地域社会等が連携を深め、県民全体が一体となって総ぐるみで支援を推進する体制をつくっていきます。

3 計画の進行管理

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、部局横断的な連携・協力の下、全庁一体となって取り組み、全庁的な推進組織である「山梨県青少年総合対策本部」において、各種施策の進行管理を行います。

また、市町村、関係団体との連携・協働についても、より実効性のあるものを目指していきます。

そして、その結果を、県のホームページで公表するとともに、青少年問題協議会に報告し、評価を行い改善方策を行っていきます。その際、PDCAサイクルに基づく「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）」により、より実効性のあるものとしていきます。

【子どもの貧困対策に係る施策一覧】

「子供の貧困対策に関する大綱」の指標の改善に向けた当面の重点施策				
施策の方向	重点施策の方向	具体的な施策の方向	実 施 事 業 名 (具体的な取り組み)	担 当 課 等
施策の方向1			ア) 県のホームページ内に、行政等の施策やNPO等支援団体の活動などの広報・PR等の情報にリンクするページの作成(H28～)	社会教育課
	貧困問題を抱える子ども・若者支援	1 教育の支援		
(1) 学校をプラットフォームとした総合的な子どもの支援の展開				
①教職員に対する啓発				
			ア) 子どもの貧困に関する教職員を対象とする研修会事業(H28～)	社会教育課
②学校を窓口とした福祉関連機関等との連携				
			ア) スクールソーシャルワーカー活用事業	義務教育課 高校教育課
			イ) スクールカウンセラー活用事業	義務教育課 高校教育課
			ウ) 総合教育センター面接相談・24時間電話相談	総合教育センター
③地域による学習支援				
			ア) 学力向上フォローアップ事業	義務教育課
			イ) 放課後子供教室推進事業	社会教育課
④高等学校等における就学継続のための支援				
			ア) 高等学校等就学支援金	高校教育課 私学文書課
			イ) 高等学校等奨学給付金	高校教育課 私学文書課
(2) 貧困の連鎖を防ぐための就園・就学支援の充実				
①幼児教育・経済的負担の軽減				
			ア) 幼稚園就園奨励費補助金	義務教育課
②就学支援の充実				
			ア) 就学援助制度周知のための市町村教育委員会への要請(H28～)	義務教育課
			イ) 要保護児童生徒援助費補助事業	義務教育課
		ウ) スクールソーシャルワーカー活用事業(再掲)	義務教育課 高校教育課	
③「高校生等奨学給付金制度」などによる経済的負担の軽減				
		ア) 高等学校等就学支援金(再掲)	高校教育課 私学文書課	
		イ) 高等学校等奨学給付金(再掲)	高校教育課 私学文書課	
		ウ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金、就学支度資金)	子育て支援課	
		エ) 生活福祉資金貸付金(教育支援費、就学支援費)	福祉保健総務課	
		オ) 高等学校授業料等の減免制度	高校教育課 私学文書課	
		カ) 定時制課程等修学奨励費	高校教育課	
		キ) 交通被災遺児就学奨励費補助金	高校教育課	
		ク) 育英奨学金運営費補助金	高校教育課	

施策の方向	重点施策の方向	具体的な施策の方向	実施事業名 (具体的な取り組み)	担当課等						
		④特別支援教育に関する支援の充実	ア)特別支援教育就学奨励費補助事業	義務教育課						
			イ)特別支援学校児童生徒就学奨励費事業	新しい学校づくり推進室						
				(3) 大学等進学に対する教育機会の提供						
					①国公立大学・専門学校等に関する教育機会の情報提供	ア)県のホームページ内に、県内大学の入学科・授業料減免制度、奨学金情報にリンクするページの作成(H28～)	社会教育課			
					②国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援	ア)母子父子寡婦福祉資金貸付金(再掲) (修学資金・就学支度資金)	子育て支援課			
							(4) 生活困窮世帯等への学習支援			
								①生活困窮世帯等の子どもの学びの機会の確保と経済的支援	ア)やまなし学校応援団育成事業	社会教育課
									イ)放課後子供教室推進事業(再掲)	社会教育課
									ウ)放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	子育て支援課
									エ)スクールソーシャルワーカー活用事業(再掲)	義務教育課 高校教育課
									オ)高等学校等就学支援金(再掲)	高校教育課 私学文書課
									カ)高等学校等奨学給付金(再掲)	高校教育課 私学文書課
キ)高等学校授業料等の減免制度(再掲)	高校教育課 私学文書課									
ク)定時制課程等修学奨励費(再掲)	高校教育課									
ケ)児童養護施設等で暮らす子どもの学習支援	子育て支援課									

施策の方向	重点施策の方向	具体的な施策の方向	実 施 事 業 名 (具体的な取り組み)	担 当 課 等
		2 生活の支援		
		(1) 保護者の生活支援		
		①保護者の自立支援		
			ア)子育て相談総合窓口の設置	社会教育課
			イ)母子保健地域組織育成事業	健康増進課
			ウ)母子保健推進事業、産前産後ケアセンター事業、母子支援力向上研修事業	健康増進課
			エ)母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等の相談	子育て支援課
			オ)生活困窮者自立支援制度に基づく事業(H27～)	福祉保健総務課
			カ)産前産後電話相談事業(H27～)	健康増進課
			キ)妊娠出産育児包括支援事業(H27～)	健康増進課
		②保護者への家庭教育支援		
			ア)子育て相談総合窓口の設置(再掲)	社会教育課
			イ)やまなし「親」学習プログラムによる学習会の推進	社会教育課
			ウ)子育て支援リーダーステップアップ事業	社会教育課
			エ)ワクワク子育てプロジェクト事業	社会教育課
		③保育等の確保		
			ア)放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)(再掲)	子育て支援課
			イ)保育所等の整備等	子育て支援課
			ウ)子育て短期支援事業	子育て支援課
			エ)ひとり親家庭等日常生活支援事業	子育て支援課
		④保護者の健康確保		
			ア)乳児家庭全戸訪問事業	子育て支援課
			イ)養育支援訪問事業	子育て支援課
		(2) 子どもの生活支援		
		①児童養護施設等の退所児童等の支援		
			ア)児童養護施設退所児童等身元保証人確保対策事業	子育て支援課
			イ)児童保護措置費	子育て支援課
		②食育等の推進に関する支援		
			ア)フードドライブ実施のための高等学校等への要請(H28～)	社会教育課
		③ひとり親世帯や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援		
			ア)保育所等の整備等(再掲)	子育て支援課
			イ)放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)(再掲)	子育て支援課
		(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備		
		①関係機関の連携		
			ア)民生委員・児童委員の活動支援	福祉保健総務課
		(4) 子どもの就労支援		
		①ひとり親世帯の子どもに対する就労支援		
			ア)母子父子寡婦福祉資金貸付金(修業資金)(再掲)	子育て支援課
		②相談・情報提供		
			ア)ジョブカフェやまなしによる専門相談員による情報提供	労政雇用課
		(5) 支援する人員の確保等		
		①社会的養護施設の体制整備		
			ア)児童養護施設等の家庭的養護の推進	子育て支援課

施策の方向	重点施策の方向	具体的な施策の方向	実施事業名 (具体的な取り組み)	担当課等
		(6) その他の生活支援		
		①妊娠期からの切れ目のない支援等	ア) 母子保健推進事業、産前産後ケアセンター事業、母子支援力向上研修事業(再掲)	健康増進課
		②住宅支援	ア) 生活福祉資金貸付金(住宅入居費)	福祉保健総務課
	3 保護者に対する就労の支援	(1) 人材の育成		
		①経済団体等への要望活動による支援	ア) 非正規労働者の正社員への転換に取り組むよう経済団体への要望活動の実施(H28～)	労政雇用課
		(2) 就労の支援		
		①保護者の就労環境の整備	ア) 延長保育 イ) 病児保育	子育て支援課 子育て支援課
		②保護者の資格取得に対する支援	ア) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業(高等職業訓練促進給付金) イ) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業(自立支援教育訓練給付金)	子育て支援課 子育て支援課
		③保護者の再就職に対する支援	ア) 離転職者訓練の実施 イ) チャレンジマザー就職支援事業 ウ) 託児サービス付き職業訓練の実施	産業人材課 産業人材課 産業人材課
		(3) 相談・情報提供	ア) 母子家庭等就業・自立支援センター事業(就業相談・職業紹介等) イ) 母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する母子・父子自立支援員による相談 ウ) 母子・父子自立支援員による相談 エ) 子育て就労支援センター設置事業 オ) 求職者総合支援センターによる専門相談員による情報提供	子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 労政雇用課 労政雇用課
	4 経済的支援	①児童扶養手当をはじめとした子育て世帯への経済的支援	ア) 児童扶養手当 イ) 生活福祉資金貸付金(生活支援費)	子育て支援課 福祉保健総務課
		②母子父子寡婦福祉資金貸付金等によるひとり親世帯への経済的支援	ア) ひとり親家庭医療費助成事業 イ) 乳幼児医療費助成事業 ウ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金(技能習得資金、就職支度資金)(再掲)	子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課
		③生活保護世帯の子どもの進学時の支援	ア) 生活保護(生業扶助)	福祉保健総務課
		④養育費の確保に関する支援	ア) 養育費相談会の後援・PR等の実施(H28～) イ) 養育費に関する啓発用リーフレットの配布	子育て支援課 子育て支援課